

東京都公安委員会規程第6号

放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人の事務所に対する立入検査規程を次のように定める。

平成17年10月3日

東京都公安委員会

委員長 大 面 勝 也

放置車両の確認事務に係る登録を受けた法人の事務所に対する立入検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の11の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）に係る東京都公安委員会の登録を受けた法人（以下「登録を受けた法人」という。）の事務所について、警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、登録を受けた法人に対して、法に定める各種義務の履行を確保し、もって確認事務の適正な実施を図るために行うことを目的とする。

(立入検査の実施)

第3条 駐車対策課長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、立入検査を行う必要があると認めた場合は、交通部長（警察署長にあっては、駐車対策課長経由）に報告した上、実施するものとする。

(立入検査の実施者)

第4条 所属長は、立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）を指定するものとする。この場合において、警察署長は、原則として交通執行担当の職員を指定するものとする。

(証票)

第5条 法第51条の11第2項に規定する身分を示す証票は、警察手帳又は警視庁職員証とする。

(事前の指示教養)

第6条 所属長は、立入検査を実施しようとするときは、立入検査実施者に対し、立入検査

の実施事項、実施要領等を明確に指示教養するものとする。

(遵守事項)

第7条 立入検査実施者は、立入検査の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務所の責任者等に立入検査である旨を明らかにするとともに、身分を示す証票の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 事務所関係者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、立入検査の対象以外の事項等に立ち入らないこと。

(報告)

第8条 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、その結果について速やかに所属長に報告しなければならない。

(措置)

第9条 立入検査実施者は、立入検査において法令違反を発見した場合は、違反の軽重、悪質性等を総合的に判断して、指導、警告等の措置をとるとともに、前条の規定による報告を行うものとする。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）等に定める必要な措置をとるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、この規程中「道路交通法」又は「法」とあるのは「改正道路交通法附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行う改正後の道路交通法」と読み替えて適用するものとする。